

病児保育施設の利用料金の減免について

寝屋川市在住の以下の世帯区分に属する方について、病児保育施設の利用料金の減免制度があります。

該当される方は、病児保育施設の御利用時に以下のいずれかの証明書の写しを御提出ください。

◆原則、病児保育施設のご利用時に証明書の写しをご提出ください。

(御利用時に証明書の写しを御提出いただけない場合は、後日、利用施設に証明書を御提出いただくことで、お支払いいただいた利用料金のうち、減免金額分を還付いたします。

ただし、病児保育施設を御利用した年度中に還付のお手続きをしていただく必要があります。)

◆延長保育利用料金や受診料等についての減免はありません。

世帯区分	証明書	減免金額
生活保護世帯	保育料決定通知書（A階層）※1	利用料金全額
	生活保護法医療券	
市民税非課税世帯	保育料決定通知書（B1、B2階層）※1	利用料金のうち 1,000円
	市民税非課税証明書（世帯全員分）※2	
	病児保育施設利用料金減免証明書	

※1 保育料決定通知書は、病児保育施設利用月の保育所等保育料又は市立幼稚園保育料について記載のあるものを御提出ください。

※2 市民税非課税証明書は、病児保育施設利用月が4月～8月の場合は前年度分、9月～3月の場合は今年度分を御提出ください。

○「病児保育施設利用料金減免証明書」について

市民税非課税世帯の方で、保育料決定通知書及び市民税非課税証明書等の証明書をお持ちでない方につきましては、寝屋川市こども部保育課の窓口で「病児保育施設利用料金減免申請書」を受付しております。

なお、申請に係る「病児保育施設利用料金減免証明書」の交付には、申請から約1週間の期間を要するため、御注意ください。

※ 保育課窓口でお手続きいただく際には、身分証明書をお持ちください。

(市ホームページにも申請様式を掲載しております。)

寝屋川市こども部保育課

住所：〒 572-8533

寝屋川市池田西町28-22

電話：072-812-2552